日東電工株式会社　行

西暦：　　　　年　　月　　日

**納入製品の含有禁止化学物質に関する　不使用保証書　Ver 4.00**

会社名：

部署名：

回答責任者：

印

(署名または押印)

商社名：

部署名：

印

責任者：

(署名または押印)

貴社に納入する製品(表1)について、表2「Nittoグループ　不使用保証書対象化学物質　**Ver 4.00**」に

定める化学物質の閾値レベルを遵守していることを保証致します。

表1：納入する製品

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名 | 購入品　品質仕様書番号(NIS No.) |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

本保証書の内容についてご不明な点がございましたら、下記担当者宛てにご連絡ください。

部署名：

担当者：

TEL：

FAX：

Mail:

以上

表2：Nittoグループ不使用保証書対象化学物質　**Ver 4.00**

**記入の際は、P.3下部にある「記載に関してのご注意事項」をご参照下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 化学物質または物質群 | 閾値レベル | 分析  ﾃﾞｰﾀ | 備 考  (記載法令は物質の特定に利用し、  適用は参照しないこと) |
| アスベスト類 | 意図的添加が無いこと及び  １０００ppm未満 | 要 | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ  分析はタルクなどアスベスト混入の  可能性のある鉱物原料に限る |
| 一部のアゾ染料・顔料 (特定アミンを生成する) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| カドミウム及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及び  カドミウムとして５ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 六価クロム化合物 | 意図的添加が無いこと及び  六価クロムとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 鉛及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及び  鉛として１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| 水銀及びその化合物 | 意図的添加が無いこと及び  水銀として１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) | 意図的添加が無いこと及び  PBBとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) デカブロジフェニルエーテルを含む | 意図的添加が無いこと及び  PBDEとして１００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| オゾン層破壊物質 | 意図的添加が無いこと | ― | モントリオール議定書 製造工程中の使用も禁止 |
| フタル酸ビス(2-ジエチルヘキシル)(DEHP) | 意図的添加が無いこと及び  １０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ジブチル(DBP) | 意図的添加が無いこと及び  １０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ブチルベンジル(BBP) | 意図的添加が無いこと及び  １０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| フタル酸ジイソブチル(DIBP) | 意図的添加が無いこと及び  １０００ppm未満 | 要 | 2011/65/EU(EU RoHS2指令) |
| ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A 化審法第一種特定化学物質 |
| ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が２以上) | 意図的添加が無いこと | ― | 化審法第一種特定化学物質 |
| 放射性物質 | 意図的添加が無いこと | ― | 放射性同位元素使用分析機器は除く |
| 短鎖型塩化パラフィン (C10－C13) | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約 Annex A 化審法第一種特定化学物質 |
| ビス(トリブチルスズ)=オキシド (ＴＢＴＯ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ 化審法第一種特定化学物質 |
| ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩  及びPFOA関連物質 | 意図的添加が無いこと及び  PFOAとその塩については25ppb未満※  PFOA関連物質については1000ppb未満※  　※EU POPs規則に準ずる | \*2 | POPs条約 Annex A  EU POPs規則　付属書１ |
| ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質 | 意図的添加が無いこと及び  PFHxSとその塩については25ppb未満※  PFHxS関連物質については1000ppb未満※  ※EU REACH規則に準ずる | **\*2** | POPs条約 Annex A |
| 三置換有機スズ化合物 (ＴＢＴ類、ＴＰＴ類を含む)　＊1 | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ 化審法第ニ種特定化学物質 |
| ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) とその塩 | 意図的添加が無いこと | ― | POPs条約　Annex B 化審法第一種特定化学物質 |
| 酸化ベリリウム | 意図的添加が無いこと | ― | 2002/96/EC(EU/WEEE指令) |
| 塩化コバルト(Ⅱ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ 乾燥剤(シリカゲル等)の湿度指示薬に限る |
| ジメチルフマレート(ＤＭＦ) | 意図的添加が無いこと | ― | EU REACH規則 AnnexⅩⅦ |
| 特定ベンゾトリアゾール | 意図的添加が無いこと | ― | 化審法第一種特定化学物質 CAS RN®： 3846-71-7 に限る |
| 購入する包装材料(不使用保証書の  収載物質の閾値を満足すると共に、  右記閾値も満足すること) | 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの  重金属含有総合計量が重量比で  １００ppm未満 | 要 | 94/62/EC(EU 包装材指令) 構成する均質材料(例えば、樹脂、  インキ、塗料)毎での合計とする |

\*1 ＴＢＴ類：トリブチルスズ類、ＴＰＴ類：トリフェニルスズ類

\*2 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」および「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質」の分析データについて

サプライチェーンを遡って、「Nittoグループの要求する閾値レベル」を順守していることが確認できていれば、当該物質の不使用の確認のための分析データの提出は不要とします

**記載に関してのご注意事項**

・製品に含有する化学物質の閾値レベルに関する判断は、機械的に解体できない均質材料の質量に対する

化学物質の質量を含有率とします。

**・意図的添加とは、「特定の機能、外観、または品質の発現を目的とし、製品や製品を構成する部品または、**

**原材料に化学物質を添加すること」とします。**

・意図的添加が無いことの判断は、自社における添加の有無のみでなく、サプライチェーンを遡って調査した

結果においても意図的添加が無いことを条件とします。

・閾値レベルに上限値が設定されている物質については、含有目的が意図的添加以外（例　不純物）であっても、上限値を超えないこととします。

・本保証書に使用する用語の定義については、日本産業規格 JIS Z 7201 :2017 3 用語の定義

　　(もしくは　製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版 2018年3月 3.用語の定義) を参照して下さい。

**・分析を必要とした化学物質の分析方法については、下記リンク先にある「分析方法について」の**

**「Nittoグループ購入製品含有禁止化学物質の分析方法について」をご参照下さい。**

<https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/>

**・該当する含有禁止化学物質事例は、下記リンク先にある「Nittoグループ含有禁止化学物質」を参照下さい。**

<https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/>

**改廃履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 版 | 改定日 | 内容 |
| - | 2006/ | 不含有保証書として新規作成 |
| 1.0 | 2009/5/8 | 不使用保証書として様式改定 |
| ・2.00以前の改廃履歴を削除する | | |
| 2.00 | 2018/7/31 | 表２の化学物質または物質群として、フタル酸ビス(2-ジエチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、  フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)を追加 |
|  |  | 表２の短鎖型塩化パラフィン(C10－C13)の備考を、EU POPs規則 AnnexⅠからPOPs条約 Annex Aと化審法第一種特定化学物質に修正 |
|  |  | 用語の定義について、JAMPホームページ表記より日本工業規格ＪＩＳ(もしくは製品含有化学物質管理ガイドライン)へ変更 |
|  |  | 分類記号欄の削除 |
| 2.01 | 2019/2/19 | Nittoグループ　含有禁止化学物質　物質例の修正 |
| 3.00 | 2019/6/1 | Word版へ変更 |
|  |  | 表2「Nittoグループ　不使用保証書対象化学物質」をVer2.01からVer3.00に変更 |
|  |  | 表2の閾値レベルの文言から「不純物として」という表記を削除 |
|  |  | 表2の化学物質または物質群として、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質を追加 |
|  |  | 記載に関してのご注意事項に、意図的添加の説明を追加 |
|  |  | 記載に関してのご注意事項にて、「分析方法」と「Nittoグループ含有禁止化学物質」の閲覧方法についての説明表現を修正 |
| 3.01 | 2020/2/17 | ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質について、既存原材料の適用時期を2020年2月1日から、2020年4月1日に変更 |
| 3.02 | 2020/9/1 | 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」の適用法令を、EU REACH規則 AnnexⅩⅦからEU POPs規則　付属書１に変更 |
|  |  | 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」の保証方法を定義 |
|  |  | 閾値レベルに上限値が設定されている物質について、不純物の取扱いを定義 |
| **4.00** | **2021/7/15** | **表２にペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS 関連物質を追加** |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |